

| 契約担当課・所名 | 契約の名称及び内容 | 契約年月日 | 契約の相手方の所在地 | 契約の相手方の名称 | 契約金額 | 随意契約理由 | 地方自治法施行令適用条項 |
|----------|---------------------|----------|------------------------------|-------------------|---------------|--|-----------------------|
| 1 用度管財課 | 大分県備品管理システムサービス提供業務 | 令和6年4月8日 | 東京都豊島区東池袋3-1-1 サンシャイン60(54階) | 株式会社アセットメント | 8,236,800 円 | <p>①本業務は、全庁的な備品管理を行うために、クラウドシステムのサービス提供を受けるものである。</p> <p>②これを行うためには、令和5年度に構築した備品管理システムが入っているクラウドサービスの利用を行う必要がある。</p> <p>③上記クラウドサービスを利用するためにサービス提供に係る契約を締結できるのは、サービスの提供元である(株)アセットメントのみである。</p> | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 |
| 2 用度管財課 | 営業用自動車の借上げに係る単価契約 | 令和6年4月1日 | 大分県大分市大津町3丁目4番13号 | 大分県タクシーチケット事業協同組合 | 9,500,000 円 | <p>①本業務は、営業用自動車(タクシー)の借上げ(単価契約)を行うものである。</p> <p>②大分県における営業用自動車の料金体系は各社とも均一である。また、大分市内又は、別府市内(大分県庁用自動車等管理規程第13条第1号及び第2号)で運行している法人全ての営業用自動車を借上げ車として配車できるのは大分県タクシーチケット事業協同組合のみである。</p> <p>③単価契約: 【距離制運賃】 普通車初乗り550円、加算160mまでまずごとに50円、待料金1分00秒までごとに50円 大型車初乗り580円、加算107mまでまずごとに50円、待料金40秒ごとに50円 特定大型車初乗り630円、加算102mまでまずごとに50円、待料金40秒ごとに50円 【時間制運賃】 普通車30分までごとに2,660円、大型車3,520円、特定大型車3,630円 【時間距離併用運賃】 普通車時速10km以下の運行時間1分00秒50円 大型車時速10km以下の運行時間40秒50円 特定大型車時速10km以下の運行時間40秒50円 【深夜早期割増料金】 22時から5時まで2割増 【遠距離割引】 普通車・大型車10,000円を超える部分1割引 特定大型車15,000円を超える部分1割引</p> | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 |
| 3 用度管財課 | 令和6年度燃料等売買単価契約 | 令和6年4月1日 | 大分市都町3丁目6-26 | 大分県石油販売協同組合 | 366,532,035 円 | <p>①当該物品は、本庁等(各種委員会、教育庁、県警本部を含む)及び各かいで使用する燃料等である。</p> <p>②公用車等への円滑な給油と購入単価の安定等を図るためには、単価契約が必要である。</p> <p>③県下の燃料等の単価は地域によって差があるが、県内全域で安定供給が得られ、県内同一単価の供給が可能な業者は大分県石油販売協同組合のみである。同組合は、官公需の需要に十分応えられる組合として国から認証されており、受注の機会を増大させるよう国からの指導もある。</p> <p>④契約単価 揮発油:レギュラー 176.00円/L 揮発油:ハイオク 187.00円/L 軽油:免税 120.89円/L 軽油:課税 152.99円/L 灯油:白ローリー 118.80円/L 灯油:白ドラム 123.20円/L 重油:Aローリー 113.30円/L 重油:Aドラム 116.60円/L エンジン油:ガソリン車用 1100.00円/L エンジン油:ディーゼル車用 880.00円/L</p> | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 |

会計管理局

随意契約件数

9件

金額

414,528,094 円

| 契約担当課・所名 | 契約の名称及び内容 | 契約年月日 | 契約の相手方の所在地 | 契約の相手方の名称 | 契約金額 | 随意契約理由 | 地方自治法施行令 適用条項 |
|----------|--|-----------|---------------------------|--------------------------|--------------|---|---------------------------|
| 4 用度管財課 | 令和6年度 燃料等売買単価契約 | 令和6年4月1日 | 国東市武蔵町糸原3338番地1 | 株式会社KAFCO 大分空港事業所 | 13,939,200 円 | ①当該物品は、県警航空隊及び防災航空隊のヘリコプターに使用する航空燃料である。 ②災害時の救助活動や捜索等に活躍するヘリコプターを機動的に運用するため、迅速に給油が受けられるよう単価契約が必要である。 ③大分空港に事務所を有し、大分県の競争入札参加資格がある事業者は株式会社KAFCO大分空港事業所のみである。 ④単価契約：217.80円/1L | 地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号 |
| 5 用度管財課 | 令和6年度 大分県収入証紙の印刷 | 令和6年5月23日 | 東京都港区虎ノ門2丁目2番5号 | 独立行政法人 国立印刷局 | 4,054,168 円 | ①本業務は、大分県収入証紙の印刷を行うものである。 ②収入証紙の偽造等の不正防止を行うためには、精密な凹版印刷技術を保有するとともに、原版の保管管理や印刷不良証紙の処分について厳密に取り扱う必要がある。 ③上記の技術と信用を保持しているのは、独立行政法人国立印刷局のみである。 | 地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号 |
| 6 会計課 | 大分県財務会計システムの固定資産台帳に関するデータ抽出業務 | 令和6年8月1日 | 大分県大分市東春日町17-58 | 富士通Japan株式会社 九州北部公共ビジネス部 | 3,410,000 円 | ①本業務は財務会計システムに登録されているデータについて、財務総合システムへの移行を行うものである。 ②これを行うためには、財務会計システムに精通し、細部まで熟知している必要がある。 ③上記資格や技術を有する者は、財務会計システムを開発した富士通Japan株式会社のみである。 | 地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号 |
| 7 用度管財課 | 中部地区C清掃業務委託契約 | 令和6年7月31日 | 福岡県福岡市中央区大名2丁目10番4号 D-507 | 株式会社MGKシステム | 2,043,800 円 | ①本業務は、大分県衛生環境研究センター及び大分県産業科学技術センターの清掃業務を行うものである。また、今回の契約は、令和5年10月から長期継続契約中であった前契約業者(株式会社グローバルステージ九州支店)が、経営不振により令和6年8月以降の履行が不可能となったことに伴い、再入札で新たな業者を決定するまでの間、当該清掃業務の継続性を担保するため2か月間の委託契約を締結するものである。 ②これを行うためには、前契約業者が契約解除を申し出た令和6年7月23日から8月1日までの間に、当該清掃業務を継続して履行するための物品及び人員の確保が必要であった。 ③上記の条件で委託業務を履行することが可能であった者は、前契約業者から一部の業務を引き継いだ株式会社MGKシステムのみである。 | 地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号 |
| 8 会計課 | 口座振替データ集配信サービスの取扱手数料に関する覚書の締結(長期継続契約・単価契約) | 令和6年4月1日 | 大分県大分市府内町3丁目4番1号 | 株式会社 大分銀行 | 5,200,866 円 | ①本業務は県と金融機関間の口座振替データの授受を、大分銀行が提供する集配信サービスを利用して伝送化するものである。 ②これを行うためには、AnserDATAPORT(ファイル伝送サービス)を導入済であること、他、収納代理金融機関とのデータ授受を総括できる立場(指定金融機関)にある必要がある。 ③指定金融機関は収納代理金融機関の公金出納事務を総括する責務を有しており、県が指定金融機関として指定している者は株式会社大分銀行のみである。 ④単価契約：基本料金 27,500円 従量手数料 11円/件 | 地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号 |

会計管理局

随意契約件数

9件

金額

414,528,094 円

| 契約担当課・所名 | 契約の名称及び内容 | 契約年月日 | 契約の相手方の所在地 | 契約の相手方の名称 | 契約金額 | 随意契約理由 | 地方自治法施行令 適用条項 |
|----------|--|----------|------------------|-----------|-------------|---|---------------------------|
| 9 会計課 | 公共料金明細サービスの取扱手数料に関する覚書の締結（長期継続契約・単価契約） | 令和6年4月1日 | 大分県大分市府内町3丁目4番1号 | 株式会社 大分銀行 | 1,611,225 円 | ①本業務は財務総合システムにおいて「公共料金等自動口座振替機能」を導入するものである。 ②これを行うためには、株式会社大分銀行が提供する公共料金明細サービスを利用することが必要である。 ③単価契約：月間基本料 5,500円 従量利用料金 27.5円/件 | 地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号 |